

○地方税共同機構の保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止の求めに応じる手続き及び開示請求等に係る手数料に関する取扱細則

平成31年4月1日地税機細則第4号

(趣旨)

第1条 地方税共同機構個人情報保護規程（以下「個人情報保護規程」という。）及び地方税共同機構特定個人情報保護規程（以下「特定個人情報保護規程」という。）の規定に基づく地方税共同機構（以下「機構」という。）における保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の求め（以下「開示請求等」という。）に応じる手続き、開示請求に係る手数料又は開示の実施に係る手数料及びその他必要な事項は、この細則の定めるところによる。

(保有個人情報及び保有個人データ)

第2条 この細則において「保有個人情報」とは、個人情報保護規程第2条に規定する保有個人情報をいい、「保有個人データ」とは、特定個人情報保護規程第2条に規定する保有個人データをいう。

(開示請求等における本人確認手続等)

第3条 開示請求等をする者は、理事長に対し、次に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 請求書に記載されている開示請求等をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて、当該開示請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあつては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため理事長が適当と認める書類

2 請求書を理事長に送付して開示請求等をする場合には、開示請求等をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を理事長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された

本人であることを示すものとして理事長が適当と認める書類であつて、開示請求等をする日前30日以内に作成されたもの

- 3 代理人が開示請求等をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本その他その資格を証明する書類（開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。）を理事長に提示し、又は提出しなければならない。
- 4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を理事長に届け出なければならない。
- 5 前項の規定による届出があつたときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

（保有個人情報及び保有個人データの開示の実施の方法）

第4条 文書又は図画の閲覧の方法は、当該文書又は図画を閲覧することとする。ただし、個人情報保護規程第21条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては、次項第1号の定めによる。

- 2 文書又は図画の開示の実施の方法は、次に掲げる方法（第2号及び第3号に掲げる方法にあつては当該文書又は図画の保存に支障を生ずるおそれがなく、かつ、機構がその保有する処理装置及びプログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。以下同じ。）により当該文書又は図画の開示を実施することができる場合に限る。）とする。

- (1) 当該文書又は図画を複写機により日本工業規格A列3番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし、これにより難しい場合にあつては、当該文書若しくは図画を複写機により日本工業規格A列1番（以下「A1判」という。）若しくは日本工業規格A列2番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付又は当該文書若しくは図画をデジタルカメラ等により撮影してできた電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に印刷したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）
- (2) 当該文書若しくは図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付又は当該文書若しくは図画をデジタルカメラ等により撮影してできた電磁的記録を用紙にカラーで印刷したものの交付
- (3) 当該文書若しくは図画をスキャナにより読み取つて、又はデジタルカメラ等により撮影してできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281又はX6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。次項第5号において同じ。）に複写したものの交付

3 電磁的記録についての開示の方法は、次に掲げる方法であつて、機構がその保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるものとする。

- (1) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧
- (2) 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備えつけられているものに限る。別表の2の項イにおいて同じ。）により再生したものの閲覧又は視聴
- (3) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付（次号に掲げる方法に該当するものを除く。）
- (4) 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙にカラーで出力したものの交付
- (5) 当該電磁的記録を光ディスクに複写したものの交付
（手数料の額等）

第5条 開示請求の手数料の額は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 開示請求に係る手数料（以下「開示請求手数料」という。） 開示請求に係る保有個人情報及び保有個人データ1件につき300円
 - (2) 開示の実施に係る手数料（以下「開示実施手数料」という。） 開示を受ける保有個人情報及び保有個人データ1件につき、別表の左欄に掲げる保有個人情報及び保有個人データの種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、基本額が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるときは当該基本額から300円を減じた額とする。
- 2 開示請求者が次の各号のいずれかに該当する複数の保有個人情報及び保有個人データの開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の保有個人情報及び保有個人データを1件の保有個人情報及び保有個人データとみなし、かつ、当該複数の保有個人情報及び保有個人データである保有個人情報及び保有個人データの開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の保有個人情報及び保有個人データである保有個人情報及び保有個人データに係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の保有個人情報及び保有個人データである他の保有個人情報及び保有個人データに係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。
- (1) 一の保有個人情報及び保有個人データにまとめられた複数の保有個人情報及び保有個人データ
 - (2) 前号に掲げるもののほか、相互に密接な関連を有する複数の保有個人情報

報及び保有個人データ

3 開示請求手数料又は開示実施手数料は、次の各号のいずれかに掲げる方法により納付するものとする。

- (1) 機構が指定する銀行口座への現金の振込による納付
- (2) 現金による納付（機構の事務所において納付する場合に限る。）
- (3) 株式会社ゆうちょ銀行の発行する為替証書による納付

4 保有個人情報及び保有個人データの開示を受ける者は、開示実施手数料のほか郵送料を納付して、保有個人情報及び保有個人データの写しの送付を求められることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

（手数料の減免）

第6条 機構は、保有個人情報及び保有個人データの開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2,000円を限度として、開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

2 前項の規定による開示実施手数料の減額又は免除を受けようとする者は、個人情報保護規程第21条第3項の規定による申出を行う際に、併せて当該減額又は免除を求める額及びその理由を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

3 前項の申請書には、申請人が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

4 第1項の規定によるもののほか、機構は、開示決定に係る保有個人情報及び保有個人データを一定の開示の実施の方法により一般に周知させることが適当であると認めるときは、当該開示の実施の方法に係る開示実施手数料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この細則は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

保有個人情報及び保有個人データの種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画	ア 閲覧	100枚までごとにつき100円
	イ 複写機により用紙に複写したものの交付又はデジタルカメラ等により撮影してできた電磁的記録を用紙に印刷したものの交付（ウに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円 （A2判については40円、A1判については80円）
	ウ 複写機により用紙にカラーで複写したものの又はデジタルカメラ等により撮影してできた電磁的記録を用紙にカラーで印刷したものの交付	用紙1枚につき20円 （A2判については140円、A1判については180円）
	オ スキャナにより読み取って、又はデジタルカメラ等により撮影してできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	カ スキャナにより読み取って、又はデジタルカメラ等により撮影してできた電磁的記録を光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 電磁的記録	ア 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	イ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ウ 用紙に出力したものの交付（エ	用紙1枚につき10円

	に掲げる方法に該当するものを除く。)	
	エ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	カ 光ディスク（日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	キ 光ディスク（日本工業規格X6241に適合する直径120mmの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき120円に1ファイルごとに210円を加えた額
備考 1の項イ若しくはウ又は2の項ウ若しくはエの場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。		